



**Bureau Veritas Japan Co., Ltd.**



Document Title: 確認検査業務出張費規程

(CTC-JP-BCA-PR08)

Rev. 1.26

Issue Date: 10 April, 2002

Revised Date: 8 April, 2024

## 確認検査業務出張費規程

### (趣旨)

#### 第1条

この規程は、別に定める「ビューローベリタス ジャパン株式会社確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)第10条の規定に基づき、ビューローベリタス ジャパン株式会社(以下BVJという。)が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

### (出張費の計算方法)

#### 第2条

出張費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味し、申請地より至近の弊社事業所からの距離に応じて定める。なお、業務を効率的に実施できる場合は別途定めることができる。

2 但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、第3条の規定に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味することができる。

3 別表に定める表示区域以外の出張費については、日当及び実費交通費、宿泊を伴う場合は宿泊費(1名につき1夜当り)を加算する。

### (出張費)

#### 第3条

出張費は、次の別表1から別表9に定めるものとする。ただし、BVJが業務を効率的に実施できると認める場合又は出張費の額の変更をすることが必要と認める場合に、出張費を減額することができる。

### (改定)

#### 第4条

前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

## 附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

## 改訂履歴

改訂版 Rev. 1.26	令和 6 年 4 月 8 日改訂
変更概要	別表： アイランドアイ地域の削除
改訂版 Rev. 1.25	令和 5 年 7 月 17 日改訂
変更概要	別表： 山口県和木町記載漏れにより追記
改訂版 Rev. 1.24	令和 5 年 4 月 1 日改訂
変更概要	別表： 別表：山陽姫路事務所の廃止に伴い、下記県の検査起点を変更 兵庫県の検査起点を神戸三ノ宮事務所 鳥取県の検査起点を神戸三ノ宮事務所および広島事務所 岡山県の検査起点を神戸三ノ宮事務所および広島事務所 徳島県の検査起点を神戸三ノ宮事務所 兵庫県の篠山市の市名変更により丹波篠山市に変更 徳島県的美波町の記載もれにより追記
改訂版 Rev. 1.22	令和 3 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.21	令和元年 6 月 3 日改訂
改訂版 Rev. 1.20	平成 28 年 4 月 4 日改訂
改訂版 Rev. 1.19	平成 27 年 8 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.18	平成 27 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.17	平成 26 年 11 月 6 日 改訂
改訂版 Rev. 1.16	平成 26 年 4 月 10 日 改訂
改訂版 Rev. 1.15	平成 25 年 7 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.14	平成 23 年 1 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.13	平成 22 年 10 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.12	平成 22 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.11	平成 19 年 7 月 13 日 改訂
改訂版 Rev. 1.10	平成 19 年 6 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.9	平成 19 年 3 月 9 日 改訂
改訂版 Rev. 1.8	平成 17 年 11 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.7	平成 17 年 9 月 20 日 改訂
改訂版 Rev. 1.6	平成 17 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 17 年 1 月 5 日 改訂

改訂版 Rev. 1.4	平成 16 年 7 月 1 日	改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 16 年 4 月 1 日	改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 15 年 8 月 25 日	改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 15 年 7 月 1 日	改訂
初版 Rev. 1.0	平成 14 年 4 月 10 日	制定

## 確認検査業務出張費規程【別表1】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	北海道	
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町	
<b>出張費</b>	7,000円	
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	岩見沢市、千歳市、恵庭市、新篠津村、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、長沼町	
<b>出張費</b>	10,500円	
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	夕張市、苫小牧市、美唄市、三笠市、伊達市、真狩村、留寿都村、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、白老町、安平町	
<b>出張費</b>	14,000円	
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	旭川市、室蘭市、留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、長万部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町	
<b>出張費</b>	21,000円	
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域		
<b>出張費</b>		

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表2(1)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	宮城県	青森県	岩手県	秋田県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	仙台市、名取市、岩沼市、多賀城市、塩釜市、利府町、富谷市、七ヶ浜町			
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	色麻町、大衡村、大和町、大郷町、松島町、川崎町、村田町、蔵王町、柴田町、大河原町、巨理町			
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	大崎市、石巻市、東松島市、白石市、角田市、加美町、涌谷町、美里町、山元町、丸森町、七ヶ宿町			
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>			
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	栗原市、登米市、気仙沼市、南三陸町、女川町		一関市、奥州市、陸前高田市、平泉町	湯沢市
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>		<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以上の区域		全域	地域D以外の区域	地域D以外の区域
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表2(2)】

## 1.地域区分

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

地域	山形県	福島県		
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	山形市、上市市、天童市、東根市、尾花沢市、村山市、寒河江市、河北町、中山町、山辺町、大石田町			
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>			
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	酒田市、鶴岡市、新庄市、南陽市、米沢市、長井市、最上町、舟形町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、庄内町、大蔵村、西川町、大江町、朝日町、白鷹町、小国町、高畠町、川西町、飯豊町、三川町	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、二本松市、国見町、桑折町、新地町、川俣町、飯館村、浪江町、葛尾村、双葉町		
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>		
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域	遊佐町	地域D以外の区域		
<b>出張費</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>		

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表3(1)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	東京23区、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、昭島市、国分寺市、小金井市、国立市、府中市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、八王子市、青梅市、瑞穂町、羽村市、日の出町、あきる野市、福生市	横浜市、川崎市	戸田市、川口市、和光市、蕨市、三芳町、新座市、所沢市、入間市	市川市、浦安市
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>	<b>7,000円</b>	<b>7,000円</b>	<b>7,000円</b>
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	檜原村、奥多摩町	相模原市、愛川町、厚木市、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、清川村	松伏町、吉川市、三郷市、八潮市、草加市、鳩山町、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、日高市、狭山市、飯能市、さいたま市、川越市、春日部市、上尾市、越谷市、朝霞市、志木市、富士見市、ふじみ野市、川島町	千葉市、習志野市、松戸市、八千代市、柏市、我孫子市、流山市、野田市、袖ヶ浦市、鎌ヶ谷市、白井市、木更津市、船橋市
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	地域A～B以外の区域	秦野市、松田町、中井町、大井町、開成町、大磯町、二宮町、小田原市	越生町、横瀬町、ときがわ町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、寄居町、深谷市、熊谷市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、吉見町、宮代町、杉戸町	四街道市、佐倉市、八街市、成田市、富里市、長柄町、大網白里市、東金市、酒々井町、印西市、栄町、君津市、富津市、鴨川市、市原市
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域		地域A～C以外の区域	地域A～C以外の区域	地域A～C以外の区域
<b>出張費</b>		<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域				
<b>出張費</b>				

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地



## 確認検査業務出張費規程【別表3(2)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	茨城県	栃木県	群馬県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域			
<b>出張費</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域			
<b>出張費</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	利根町、龍ヶ崎市、つくばみらい市、牛久市、つくば市、河内町、稲敷市、阿見町、土浦市、古河市、八千代町、常総市、取手市、守谷市、境町、五霞町、坂東市		
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>		
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	地域B、C及びE以外の区域	壬生町、上三川町、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、芳賀町、益子町、茂木町、市貝町、下野市、小山市、足利市、佐野市、栃木市、野木町	太田市、伊勢崎市、玉村町、桐生市、前橋市、高崎市、藤岡市、安中市、富岡市、甘楽町、神流町、下仁田町、南牧村、上野村、沼田市、吉岡町、渋川市、榛東村、みどり市、板倉町、館林市、明和町、邑楽町、千代田町、大泉町
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以上の区域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町、東海村、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市	地域C及びD以外の区域	地域C及びD以外の区域
<b>出張費</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表4(1)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	愛知県	岐阜県	三重県	
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、東海市、飛鳥村、蟹江町、あま市、津島市、大治町、稲沢市、豊山町、清須市、北名古屋市、弥富市			
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	小牧市、犬山市、春日井市、瀬戸市、豊田市、みよし市、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、大府市、東浦町、知多市、阿久比町、半田市、一宮市、江南市、大口町、扶桑町、岩倉市、愛西市	海津市、輪之内町、羽島市、大垣市、岐阜市、笠松町、岐南町、各務原市、多治見市	桑名市、朝日町、川越町、木曾岬町	
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>	
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	岡崎市、豊川市、蒲郡市、幸田町、西尾市、碧南市、武豊町、常滑市、美浜町、南知多町	養老町、関ヶ原町、安八町、垂井町、瑞穂市、神戸町、池田町、北方町、大野町、関市、美濃市、坂祝町、美濃加茂市、富加町、七宗町、川辺町、八百津町、可児市、御嵩町、瑞浪市、土岐市	いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、鈴鹿市	
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>	
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	地域A～C以外の区域	本巣市、山県市、郡上市、下呂市、白川町、東白川村、恵那市、中津川市、揖斐川町	亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、大台町、明和町、多気町、度会町、玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	
<b>地域E</b> 中部エリアの各事務所または関西エリアの各事務所から概ね100km以上の区域		地域B～D以外の区域	地域B～D以外の区域	
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	

## 2. その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表4(2)】

1.地域区分

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

地域	新潟県	富山県	石川県	福井県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	村上市			若狭町、美浜町、敦賀市、南越前町、池田町、大野市、高浜町、おおい町、小浜市
<b>出張費</b>	21,000円			21,000円
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域	地域D以外の区域	全域	全域	地域D以外の区域
<b>出張費</b>	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表4(3)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	山梨県	長野県	静岡県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域			
<b>出張費</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	上野原市		
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>		
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	大月市、都留市、甲州市、小菅村、丹波山村、道志村		
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>		
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	地域B及びC以外の区域	王滝村、上松町、大桑村、南木曾町、飯田市、阿智村、下條村、泰阜村、平谷村、阿南町、根羽村、売木村、天龍村	小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、清水町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市湖西市、浜松市、磐田市
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以上の区域		地域D以外の区域	地域D以外の区域
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表5(1)】

## 1.地域区分

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

地域	大阪府	兵庫県	滋賀県	京都府
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	大阪市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、松原市、大阪狭山市、羽曳野市、泉大津市、堺市、高石市、忠岡町	神戸市、芦屋市、西宮市、三木市、尼崎市		
<b>出張費</b>	<b>0円</b>	<b>0円</b>		
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	貝塚市、岸和田市、和泉市、泉佐野市、田尻町、熊取町、河内長野市、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町、藤井寺市、柏原市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市、枚方市、茨木市、池田市、箕面市、高槻市、島本町、能勢町、豊能町	伊丹市、川西市、宝塚市、明石市、三田市、稲美町、猪名川町、播磨町、小野市、加東市、加古川市		八幡市、京田辺市
<b>出張費</b>	<b>0円</b>	<b>0円</b>		<b>2,000円</b>
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域		高砂市、西脇市、加西市、多可町、姫路市、市川町、福崎町、丹波篠山市、丹波市		京都市、亀岡市、向日市、宇治市、長岡京市、城陽市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、木津川市
<b>出張費</b>		<b>5,000円</b>		<b>10,500円</b>
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域		神戸町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、朝来市、養父市、豊岡市、香美町、淡路市、洲本市、南あわじ市	全域	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町、京丹後市、京丹波町、南丹市、与謝野町
<b>出張費</b>		<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以上の区域		新温泉町		
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>		

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表5(2)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	奈良県	和歌山県		
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町			
<b>出張費</b>	<b>2,000円</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	大和郡山市、奈良市、天理市、桜井市、大和高田市、橿原市、御所市、五條市(地域Dを除く)、高取町、明日香村、三宅町、川西町、田原本町、広陵町、葛城市、大淀町			
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>			
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	山添村、吉野町、下市町、五條市(西吉野町、大塔町)、野迫川村、十津川村、天川村、黒滝村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村、御杖村、曾爾村、宇陀市	地域E以外の区域		
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>		
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域		田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市、北山村		
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>		

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表6(1)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	広島県	鳥取県	島根県	岡山県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町			
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、			
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	竹原市、三原市、三次市、大崎上島町、世羅町		浜田市、益田市、邑南町、津和野町、吉賀町	
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>		<b>14,000円</b>	
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	日南町、若桜町、智頭町	出雲市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町	岡山市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気町、里庄町、奈義町、西粟倉村
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域		地域D以外の区域	地域C～D以外の区域	D以外の区域
<b>出張費</b>		<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表6(2)】

## 1.地域区分

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

地域	山口県			
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	和木町			
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	岩国市、柳井市			
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>			
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	山口市、萩市、防府市、下松市、光市、美祢市、周南市、田布施町、平生町、阿武町、下関市、山陽小野田市、宇部市、長門市			
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>			
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域	地域C～D以外の区域			
<b>出張費</b>	<b>25,000円</b>			

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地



## 確認検査業務出張費規程【別表7】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、石井町、徳島市、小松島市、阿南市、佐那河内村、勝浦町、阿波市、吉野川市、神山町、		今治市、松山市、西条市、新居浜市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、伊予市、内子町、大洲市、八幡浜市、伊方町	いの町、仁淀川町
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>		<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域	那賀町、牟岐町、つるぎ町、海陽町、東みよし町、三好市、上勝町、美馬市、美波町	全域	西予市、鬼北町、宇和島市、松野町、愛南町	香美市、香南市、大豊町、本山町、南国市、大川村、土佐町、高知市、日高村、土佐市、越知町、佐川町、須崎市、津野町、中土佐町、四万十町、四万十市、宿毛市、黒潮町、梶原町、安芸市、馬路村、北川村、東洋町、大月町、三原村、土佐清水市、芸西村、安田町、田野町、奈半利町、室戸市
<b>出張費</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表8(1)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	福岡市、新宮町、志免町、粕屋町、篠栗町、宇美町、須恵町、久山町、那珂川市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市			
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	福津市、宮若市、飯塚市、小郡市、桂川町、筑前町、宗像市、朝倉市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、大刀洗町	鳥栖市、佐賀市、基山町、唐津市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町		
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>	<b>10,500円</b>		
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	中間市、直方市、田川市、芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町、八女市、筑後市、大川市、柳川市、久留米市、うきは市、赤村、添田町、香春町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、東峰村、大木町、広川町、北九州市、行橋市、みやま市、みやこ町	多久市、小城市、白石町、大町町、江北町、玄海町、伊万里市、武雄市		
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>	<b>14,000円</b>		
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	豊前市、大牟田市、吉富町、上毛町、築上町、苅田町	鹿島市、嬉野市、有田町、太良町	諫早市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、佐々町、時津町、長与町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、長崎市	熊本市、荒尾市、菊池市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、小国町、南小国町、嘉島町、益城町、大津町、菊陽町、和水町、長洲町、南関町、玉東町、南阿蘇村、産山村、西原村
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>	<b>21,000円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域			地域D以外の区域	地域D以外の区域
<b>出張費</b>			<b>25,000円</b>	<b>25,000円</b>

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表8(2)】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	大分県	宮崎県	鹿児島県	
<b>地域A</b> 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域 ..... <b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域 ..... <b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域 ..... <b>出張費</b>				
<b>地域D</b> 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域 ..... <b>出張費</b>	宇佐市、日田市、豊後高田市、中津市、杵築市、日出町、由布市、玖珠町、九重町、竹田市、別府市 ..... <b>21,000円</b>			
<b>地域E</b> 事務所から概ね100km以遠の区域 ..... <b>出張費</b>	地域D以外の区域 ..... <b>25,000円</b>	全域 ..... <b>25,000円</b>	全域 ..... <b>25,000円</b>	

## 2.その他の地域区分

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 確認検査業務出張費規程【別表9】

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1.地域区分

地域	沖縄県			
<b>地域A</b> 那覇空港から概ね15kmまでに含まれる区域	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、北谷町、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町			
<b>出張費</b>	<b>7,000円</b>			
<b>地域B</b> 那覇空港から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北中城村			
<b>出張費</b>	<b>10,500円</b>			
<b>地域C</b> 那覇空港から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	名護市、宜野座村、金武町			
<b>出張費</b>	<b>14,000円</b>			
<b>地域D</b> 那覇空港から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町			
<b>出張費</b>	<b>21,000円</b>			
<b>地域E</b> 那覇空港から概ね100km以遠の区域				
<b>出張費</b>				

## 2.その他の地域区分

沖縄本島以外の出張費は日当50,000円に別途実費交通費が加算されます